

岡山県サプライチェーン再構築設備投資促進補助金募集要項

1 事業の内容

この補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響によるサプライチェーンの再構築を行う際に必要となる県内企業の設備導入を支援することを目的とします。

2 補助対象者

本補助金の対象者は、次の要件①～④のすべてを満たす者であることが必要です。

①申請時点で県内に既に立地している製造業者、物流関連業者であること

日本標準産業分類 (平成25年総務省 告示第405号)	大分類	中分類	小分類
製造業者	E-製造業		
物流関連事業者	H-運輸業、郵便業のうち	44-道路貨物運送業	
		47-倉庫業	
		48-運輸に付帯するサービス業のうち	481-港湾運送業 482-貨物運送取扱業
	I-卸売業、小売業のうち	50-各種商品卸売業	
		51-繊維・衣服等卸売業	
		52-飲食料品卸売業	
		53-建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	
		54-機械器具卸売業	
55-その他の卸売業			

②設備導入費が1,200万円以上であること

③次のいずれかを満たす事業であること

- (1)新型コロナウイルス感染症の影響によるサプライチェーン再構築のための、海外から国内への生産の切り替えや、国内の生産体制の複線化、それらに伴う新たな受注等に対応するため、新たに、設備導入を県内へ行うこと
- (2)令和2年5月に公募された、国の「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」の補助要件を満たす、設備導入を県内へ行うこと

※令和2年5月公募

国の「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」の補助要件

【事業A】

生産拠点の集中度が高い製品・部素材の供給途絶リスク解消のための生産拠点整備事業であって、次のいずれかに該当するもの。

- ①生産拠点の集中度が高い製品・部素材の国内での生産拠点整備事業
- ②生産拠点の集中度が高い製品・部素材を極力使用しない技術を活用した生産を行う生産拠点整備事業

【事業B】

一時的な需要増によって需給がひっ迫するおそれのある製品・部素材のうち、国民が健康な生活を営む上で重要なものの生産拠点等の整備事業

④役員等が岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと

3 補助対象経費

本補助金の対象経費は「交付決定事業に係る設備導入に要する経費（設備、機械装置等の購入に要する経費、及び、購入に伴う据付けに要する経費）」ですが、次の要件①～④のすべてを満たすことが必要です。

①岡山県内において使用されるものであること

②導入しようとする設備等が、対象外経費に該当しないこと

対象外経費	補助事業の実施場所以外でも使用可能な設備等（据付け又は固定して利用しないもの）に要する経費
	他の業務に使用できる汎用性の高い設備等に要する経費（パソコン、プリンタ等） ※改造などにより特定の業務でしか使用できないものは除く
	設備等のリース・レンタル料
	中古品の購入に要する経費
	公租公課（消費税及び地方消費税）

③令和2年4月1日以降に実施する事業に要する経費であること

④国及び岡山県の他の補助金の交付決定を受けた経費でないこと

4 補助対象期間

補助事業の対象期間は、交付決定の日から令和4年1月末日までとし、この期間内に支払った（決済した）経費を補助します。

ただし、令和2年4月1日以降に発注を行った事業に要する経費についても、書類等による確認が可能で適当と認められる場合には補助対象とすることが可能です。その場合には、補助金交付申請書（様式第1号）に併せて、事前着手届出書（様式第2号）を提出しなければなりません。

5 補助率、補助限度額

- ・補助率 中小企業：2/3以内、大企業：1/2以内
- ・補助限度額 5,000万円

ただし、次に定める企業（いわゆる「みなし大企業」）には、大企業の補助率を適用します。

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の中小企業以外の企業（以下「大企業」という。）が所有している中小企業者
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

6 補助事業の選定

補助対象事業の選定における基準は次のとおりとし、選定委員会での選定を経て、予算の範囲内で補助事業を決定します。

（選定基準）

①新型コロナウイルス感染症の影響度

（サプライチェーン再構築実施の経緯・背景、生産（流通）品目の生産集中度・需給ひっ迫性）

②事業目的の妥当性

- ③事業内容の有効性
- ④事業実施による目標・効果の実現可能性
- ⑤県内経済への波及効果
- ⑥事業の実施体制（実施場所、スケジュール、資金計画）

なお、次の場合には、申請内容の優劣に関係なく、不採択となります。

（内容に関係なく不採択となる場合）

- ①必要書類が提出されていない場合
- ②必要項目が記入されていない場合

7 申請

（1）受付期間

令和3年3月16日（火）から5月31日（月）まで（最終日郵送必着）

（2）提出先

〒703-8278 岡山市中区古京町1-7-36
岡山県産業労働部 企業誘致・投資促進課
TEL：086-226-7374

（3）提出書類

以下の書類原本1部をA4片面印刷で製本やホッチキス止めはしないで提出してください。応募様式は、専用ホームページからダウンロードできます。

※専用ホームページアドレス <https://www.pref.okayama.jp/705491.html>

①補助金交付申請書（様式第1号）

別紙（様式第1号）事業内容等説明書

②見積書、カタログ又は仕様書等の写し（積算根拠を確認できるもの）

※見積書は、2者以上からの徴取を原則とし、1者の場合は、「業者選定理由書」を作成願います。

※令和2年4月1日以降にすでに事業に着手している場合は次のとおり提出願います。

（発注済までの場合）

金額の内訳及び発注日がわかる書類（見積書、発注書等）、商品カタログ又は仕様書等
（納品済までの場合）

金額の内訳及び発注日がわかる書類（見積書、発注書等）、納品書、商品カタログ又は仕様書等

（支払（決済）済までの場合）

金額の内訳及び発注日がわかる書類（見積書、発注書等）、納品書、請求書、支払を行ったことが分かる書類（領収書、通帳、振込票等）、商品カタログ又は仕様書等

③定款

④法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

⑤印鑑証明書

⑥直近の営業報告書及び事業税納税証明書

⑦誓約書（暴力団排除関係）

⑧事前着手届出書（様式第2号）※やむを得ない理由により交付決定の前に事業に着手する場合

（4）注意事項

- ・提出された書類は返却しませんので、申請者でコピーをとり保管してください。
- ・受付後に事業内容の確認のため連絡することがあります。

8 その他留意事項

- (1) この補助金は、岡山県サプライチェーン再構築設備投資促進補助金交付要綱、岡山県サプライチェーン再構築設備投資促進補助金実施要領、のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）の適用を受けます。
- (2) 交付決定前に着手しているなど、申請者の事情や事業の進捗状況に関わらず、選定の結果、不採択又は申請額より低い額で交付決定される場合があります。
- (3) この補助金は、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用しており、県の検査だけでなく、国による検査が行われ、必要な書類の作成や提出、現地調査等が求められる場合があります。
- (4) 補助事業者は、補助金により取得した資産について、適切に管理し、補助事業の完了後も、補助金支給の目的に従いその効率的運用を図らなければなりません。証拠書類（見積書、発注書、請求書、納品書、領収書等）については令和9年3月31日まで保存する必要があります。
- (5) 補助事業者は、補助事業で取得した資産を処分する際には、当該資産が耐用年数を経過している場合を除き、事前に財産処分の承認が必要です。処分とは、補助金で取得した資産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄することを言います。処分する際には、事前に連絡をいただき、確認をお願いします。
なお、取得財産の処分により収入があるときは、その収入の全部又は一部を県に納付していただきます。
- (6) 補助金の交付決定を行った場合は、事業者名等の交付決定内容を公表することに同意するものとします。

9 スケジュール

<補助金交付申請の手続き>

- (1) 交付申請書の提出
「7（2）提出先」～「7（3）提出書類」に記載されている必要書類を作成し、令和3年5月31日（月）までに郵送にて提出していただきます。作成に当たっては、必要書類に漏れが無いようご注意ください。
- (2) 選定方法
選定委員会において選定を行います。
- (3) 補助金交付決定通知書の送付
補助事業の決定後、採択事業者へは補助金交付決定通知書を送付します。また、不採択となった事業者についても結果を通知します。（選定経過、採択結果の内容等についての問い合わせには応じられません。）

<補助事業終了の手続き>

- (1) 補助事業の完了
補助事業者は、補助対象経費に係る事業について、令和4年1月末日までに設備導入と業者への支払（決済）まで完了する必要があります。
- (2) 実績報告書の提出
事業完了後1か月以内又は令和4年2月末日のいずれか早い日までに実績報告書を作

成し、事務局へ提出していただきます。

(3) 補助事業の完了検査

実績報告書の内容を審査した上で、必要に応じて事業の実施場所を訪問し、責任者の立会いの下、補助事業が適正に実施されているか確認を行います。

(4) 補助金額の確定

完了検査で補助事業が適正に実施されていると確認した後、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ補助金の額の確定通知書を送付します。

(5) 請求書の提出

補助金の額の確定通知書を受領後、補助金の請求書を提出していただきます。

(6) 補助金の支払

補助金の請求書を受領後、補助事業者に対して口座振込で補助金を支払います。補助金の支払いは補助事業完了後の精算払です。

10 お問い合わせ先

〒703-8278 岡山市中区古京町 1-7-36

岡山県産業労働部 企業誘致・投資促進課

TEL : 086-226-7374 E-mail : kiyuu@pref.okayama.lg.jp

メールの場合 : 受付期間中随時

電話の場合 : 受付期間中の平日 8 : 30 ~ 17 : 00

※原則、電子メールでお問い合わせください。

11 参考：補助金交付までの流れ（予定）※【 】内の項目が応募者が行う手続きです

<補助金交付申請の手続き>

(1) 【交付申請書提出】 令和3年5月31日（月）郵送必着

↓

(2) 選定委員会 6月上旬

↓

(3) 補助金交付決定 6月上旬～中旬

<補助事業完了の手続き>

(4) 【補助事業完了】 令和4年1月末日まで

↓

(5) 【実績報告書提出】 事業完了後1か月以内、又は、
令和4年2月末日のいずれか早い日まで

↓

(6) 内容審査 3月初旬
↓ ※必要に応じて現場検査を行います。

(7) 補助金の額の確定 3月初旬

↓

(8) 【請求書の提出】 3月中旬

↓

(9) 補助金の支払 3月下旬